

日本赤十字豊田看護大学
新型コロナウイルス感染予防に対応した教育活動に関する指針

1. 2020年度前期看護学実習（臨地実習）の実施に関する基本方針

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）患者の増加により、7都府県に緊急事態宣言が発出され、愛知県は独自に緊急事態宣言を発出した。それを受けて、看護学実習の受け入れ中止を要請する実習施設が増加しつつある。

学生の健康と本学が提供する教育の質を保証するため、文部科学省高等教育局、厚生労働省医政局等から出された「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について（事務連絡、令和2年2月28日）」に基づき、本学としての看護学実習の実施に関する基本方針を以下に提示する。

- 1) 臨地実習開始前に感染予防に関する学内演習を実施し、当該学生全員が十分な感染予防行動がとれることを確認する。
- 2) 学生が、体温測定をはじめ、自己による健康管理を実施し記録することを前提とする。
- 3) 指導教員は学生の健康管理状況を確認し、実習実施可否を判断する。さらに、平時以上に学生が感染予防行動を実行できることを徹底する。
- 4) 学生一人ひとりの学修の機会が平等であることに留意する
- 5) 看護学実習の中でも核となる成人看護学実習Ⅱ・Ⅲ（各2単位）は、それぞれ45時間（5日間）の病棟実習の実現を調整し、学内実習と組み合わせて教育の質を保証する。成人看護学実習Ⅰについては、学内におけるシミュレーション教育など、臨地実習に代替できる学内演習として教育の質を保証する。
- 6) 母性看護学実習（2単位）・小児看護学実習（2単位）は、それぞれ45時間（5日間）の病棟実習の実現を調整し、学内実習と組み合わせて教育の質を保証する。ただし、病院から実習受け入れ中止の要請があった場合には、全てを学内演習として対応し、教育の質を保証する。
- 7) 老年看護学実習（4単位）・在宅看護学実習（2単位）・精神看護学実習（2単位）・公衆衛生看護学実習（5単位）については、臨地における実習を学内演習に切り替える。
- 8) 統合実習（看護管理）は、学内演習に切り替える。統合実習（領域）については、状況をみて判断する。

3. 2020年度前期講義の形態について

- 1) オンライン授業の導入検討のため、学生のWeb環境及び教員のWeb使用の予定について調査した。
- 2) 5月11日から、オンライン授業や学習動画のWeb配信が実施できるように、試行中である。

以上

日本赤十字豊田看護大学
学長 鎌倉 やよい